



Q 職場の定期健診で産業医から二次健康診断を勧められました。私は高血圧症と高脂血症で薬を服用してお

り、健診結果の数値は異常なしとなっているのですが、二次健康診断を受診できるでしょうか。

A 二次健康診断等給付は、労働者の

方が労働安全衛生法に基づき健康診断(一次健康診断)を受診した結果、①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI(肥満度)の4項目全てにお

脳・心臓疾患予防のための二次健康診断

いて、異常の所見がある
と診断された場合であつて、一次健康診断等において、既に医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断されていないこと等を要件としています。

これを、二次健康診断等給付が業務上の事由による脳・心臓疾患の発症の予防を目的とした給付であるからです。

「質問のように高血圧症、高脂血症、糖尿病等の疾患で治療を受けていて数値に異常がない場合でも二次健康診断を受診できます。

一次健康診断等において異常なし所見であつても、脳・心臓疾患の発症

を有しておらず、産業医等が異常の所見があると診断した場合は、労働局長が指定する二次健康診断等給付医療機関において、脳血管・心臓の状態を把握するために必要な、より詳しい検査と特定保健指導を無料で受けることができます。

請求方法や指定医療機関は、労働局労災補償課にお尋ねいただくか、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

https://site.mhlw.go.jp/tottoriroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousaiki_hoken/rousaikyuuushurui.html

鳥取労働局労災基準部労災補償課

電話 0857 (29) 1700